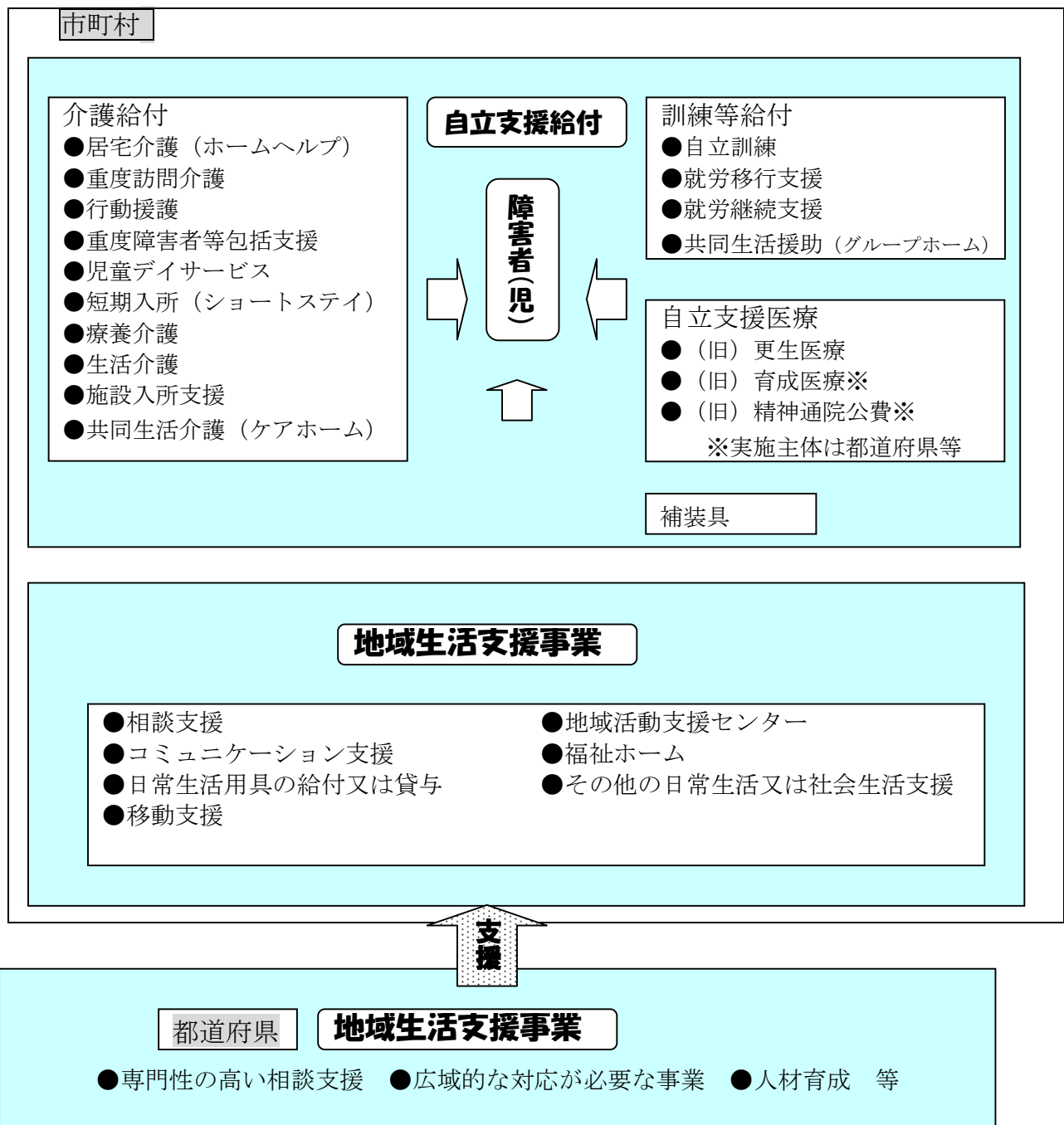


区内障害者施設の状況

運営主体	施設名	施設の種類・提供サービス
台東区	① 松が谷福祉会館	児童デイサービス 生活介護 地域活動支援センター 社会参加推進事業 相談支援事業
社会福祉法人 台東つばさ福祉会	② つばさ福祉工房	身体障害者通所授産
	③ フロム千束	身体障害者生活ホーム 福祉ホーム
	④ たいとう寮	知的障害者ケアホーム(体験型) 短期入所、日中一時支援
	④ 就労支援室	その他施設(就労支援)
	⑤ 元浅寮	知的障害者ケアホーム
	⑥ 松葉寮	
	⑦ いずみ寮	
	⑧ 千草寮	
	⑨ みすじ寮	
	NPO法人 りんご村	⑩ 浅草橋寮
⑪ りんご村		その他施設
NPO法人 ほおずきの会	⑫ アポロ	重度身体障害者グループホーム
	⑬ ほおずきの家	その他施設
	⑭ クローバー	知的障害者ケアホーム
NOP法人 つなぐ台東	⑮ ぐるーぷポテト	その他施設
	⑯ たいとう福祉作業所	知的障害者 就労継続支援B型
	⑰ たいとう第二福祉作業所	
	⑱ たいとう第三福祉作業所	
⑲ たいとう第四福祉作業所		
台東区脳卒中リハビリ協会	⑳ あひるの家	脳卒中等中途障害者作業所
心臓病のこどもの集い こぼと園	㉑ こぼと園	心臓病児対象通所訓練施設
NPO法人 えん	㉒ たいとう倶楽部	精神障害者共同作業所
	㉓ かれん	
NPO法人 耕房	㉔ 耕房“光”	
	㉕ 耕房“輝”	
NPO法人 台東メンタルコ ミュニティ	㉖ 精神障害者地域生活支援 センターあさがお	
	㉗ チェリーハウス	精神障害者グループホーム
	㉘ 第二チェリーハウス	
社会福祉法人 清峰会	㉙ (仮称)清川二丁目福祉施設 平成22年度開設	施設入所支援、生活介護、自立 訓練(生活訓練)、短期入所

○ 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス

障害者自立支援法による、総合的な自立支援システムの全体像は、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されています



## 福祉サービスの体系

介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います
	児童デイサービス	障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います
	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します
	障害者支援施設での夜間ケア等（施設入所支援）	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	共同生活介護（ケアホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
訓練等給付	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います
	就労継続支援（A型＝雇用型、B型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います
	共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います
支援地域生活	移動支援	円滑に外出できるよう、移動を支援します
	地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です
	福祉ホーム	住居を必要としている人に、低額な料金で、居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います

## 日中活動と住まいの場の組み合わせ

入所施設のサービスを、昼のサービス（日中活動事業）と夜のサービス（居住支援事業）に分けることにより、サービスの組み合わせを選択できます。

事業を利用する際には、利用者一人一人の個別支援計画が作成され、利用目的にかなったサービスが提供されます。

例えば、常時介護が必要な方は、日中活動事業の生活介護事業と、居住支援事業の施設入所支援を組み合わせる利用することができます。地域生活に移行した場合でも、日中は生活介護事業を利用し続けることが可能です。

### 日中活動の場

以下から一ないし複数の事業を選択

療養介護※

生活介護

自立訓練（機能訓練・生活訓練）

就労移行支援

就労継続支援（A型＝雇成型、B型）

地域活動支援センター（地域生活支援事業）

※療養介護については、医療機関への入院とあわせて実施



### 住まいの場

障害者支援施設の施設入所支援

又は

居住支援（ケアホーム、グループホーム、福祉ホームの機能）

## ○ 台東区障害福祉計画中間のまとめ パブリックコメントの実施結果

1. 募集の期間 平成20年12月17日(水)～平成21年1月13日(火)

2. 実施方法 区ホームページ及び広報たいとう12月20日号で周知  
区ホームページ及び区民事務所、図書館など19の区民施設  
窓口において、中間のまとめの閲覧、概要版の配布

3. 意見者数 29人(団体を含む)

(内訳)

①区民	19人
②在勤・在学者(福祉施設利用者を含む)	8人
③区内に事務所・事業所を有する法人・各種団体	2団体

(意見の分類)

(1) 障害福祉計画中間のまとめに関すること

①計画全般に関すること	5件
②相談支援に関すること	6件
③在宅サービスに関すること	9件
〔高齢障害者	3件
〔単身生活サポート	2件
〔移動支援	2件
④権利擁護に関すること	2件
⑤障害児の支援に関すること	7件
〔障害児の放課後対策について	4件
⑥就労支援に関すること	9件
⑦居住の場・日中活動の場に関すること	20件
〔グループホーム・ケアホームの整備	3件
〔共同作業所の自立支援法内移行	13件
⑧防災に関すること	2件
⑨人材育成に関すること	1件

(2) 障害福祉施策全般に関すること

①区分認定に関すること	1件
②利用者負担に関すること	2件
③サービスの報酬に関すること	2件

4. 主なご意見と区の考え方等

	主なご意見（要旨）	区の考え方等
相談	課題に迅速に対応できる体制を構築するために自立支援協議会の開催日を増やす等の対応をとってほしい。	計画記載（P40）のとおり、「個別支援会議（ケース会議）」を充実することにより対応します。地域自立支援協議会の運営については、同協議会の意見を踏まえ検討します。
権利擁護	現在、障害者の虐待防止法の検討が進められているが、一部の自治体ではすでに条例や防止マニュアルなど障害者の虐待に対する対処が独自に行われている。児童や高齢者は、法律や通報義務があるため匿名で第三者が機関に通報ができるシステムなどが構築されている。障害者にも同様に守られる環境を整えてほしい。	障害者の虐待防止に関する取り組みは、重要なことと認識しており、計画記載（P47～48）のとおり取り組みます。また、虐待防止マニュアルなどについても検討します。
障害児支援	中高生を含む障害児の放課後・長期休業期間中の対策を検討してほしい。重度に限らず幅広い障害児に対する放課後支援を早期に実現させてほしい。	これまで検討してきた「障害児の放課後対策」については、平成21年度中に実施できる運びとなりました。この内容について、計画（P51）に反映しました。
就労支援	区には現在、一般就労に向けた訓練を提供する事業所がない。こうした訓練を提供する障害福祉サービスを区内で実施し、就労支援室の機能と連携しながら一般就労を支援する態勢を強化してほしい。	計画記載（P54）のとおり、就労移行支援事業を（仮称）障害者支援センターの整備に合わせて実施します。
日中	共同作業所が新法体系に移行しても、今まで同様なサービスが受けられるようにしてほしい。	計画記載（P56、P59）のとおり、現行事業が円滑に継続されるように支援して行きます。
居住	グループホームの整備は、入所施設整備後も引き続き整備してください。	計画記載（P58）のとおり、計画的に整備します。
人材育成	知的障害者の移動支援については需要が高く、その担い手の育成として区が実施しているガイドヘルパー養成研修の担う役割が大きい。今後、移動支援を供給する事業所と連携をとりながらガイドヘルパー研修の充実を図ってほしい。	計画記載（P68）のとおり、引き続き区独自の研修を実施し、人材確保に努めて行きます。
その他	作業所を利用する精神障害者にとって少ない工賃収入からサービスの利用料や通所に係る交通費を負担するのは厳しいものがあり、何らかの助成を行ってほしい。	これまで実施してきた台東区独自の利用者負担軽減策は、一部を見直し平成21年度以降も実施します。共同作業所が新サービス体系に移行した後は、この軽減措置により利用者負担が免除されます。

○ 台東区障害福祉計画策定の審議経過

(1) 台東区障害者福祉施策推進協議会

回	日 時	内 容
第1回	平成20年5月29日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害福祉計画主要事業の進捗状況について</li> <li>・障害福祉計画の策定について</li> </ul>
第2回	平成20年9月4日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害福祉計画策定の進捗状況について</li> </ul>
第3回	平成20年11月20日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・台東区地域自立支援協議会「障害者雇用に関する講演会」について</li> <li>・障害福祉計画中間のまとめ(素案)について</li> <li>・今後のスケジュールについて</li> </ul>
第4回	平成21年2月2日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害福祉計画パブリックコメントの実施結果について</li> <li>・障害福祉計画(最終のまとめ案)について</li> </ul>

(2) 当事者検討チーム会議

回	日 時	内 容
第1回	平成20年2月27日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当事者検討チームの役割について</li> <li>・障害者福祉計画及び障害福祉計画(第2期)策定までの流れ等について</li> <li>・障害福祉アンケート結果について</li> <li>・計画策定に向けて検討すべき事項について(意見交換)</li> </ul>
第2回	平成20年5月22日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当事者検討チームの検討スケジュールについて</li> <li>・計画策定に向けた検討事項(案)について</li> <li>・地域における相談支援体制について</li> <li>・在宅サービスの充実について</li> </ul>
第3回	平成20年6月23日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅サービスの充実について</li> <li>・居住環境および日中活動の場の整備について</li> <li>・障害児に対する支援について</li> </ul>
第4回	平成20年7月17日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者雇用・就労支援体制の整備について</li> <li>・障害者の自立と社会参加を支えるまちづくりについて</li> <li>・マンパワー(福祉人材)の育成について</li> <li>・権利擁護について</li> </ul>
第5回	平成20年11月10日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害福祉計画中間のまとめ(素案)について</li> </ul>

### (3) 庁内検討会議

回	日 時	内 容
第1回	平成20年6月30日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害福祉計画の策定について</li> <li>・ 障害福祉計画策定スケジュールについて</li> <li>・ 次期計画策定の課題について</li> <li>・ 今後の検討作業の進め方について</li> </ul>
第2回	平成20年8月27日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害福祉計画検討会開催状況について</li> <li>・ 障害福祉計画(素案)目次～第2章について</li> <li>・ 作業部会の検討状況について</li> <li>・ 今後のスケジュールについて</li> </ul>

### (4) 作業部会議

回	日 時	内 容
第1回	平成20年6月30日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害福祉計画の策定について</li> <li>・ 障害福祉計画 策定スケジュールについて</li> <li>・ 次期計画策定の課題について</li> <li>・ 今後の検討作業の進め方について</li> </ul>
	平成20年7月9日(水) から8月7日(木)まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各作業部会ワークグループ会議</li> <li>作業部会 <ul style="list-style-type: none"> <li>相談支援(7月16日・8月6日)</li> <li>在宅サービス(7月9日・8月6日)</li> <li>権利擁護の推進(7月23日・8月7日)</li> <li>居住日中活動(7月10日・8月6日)</li> <li>障害児支援(7月11日・8月7日)</li> <li>雇用・就労支援(7月24日・8月7日)</li> <li>まちづくり(7月29日・8月6日)</li> <li>福祉人材育成(7月30日・8月5日)</li> </ul> </li> </ul>
第2回	平成20年8月20日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害福祉計画(素案)目次～第2章について</li> <li>・ 作業部会ワークグループの検討状況について</li> <li>・ 今後のスケジュールについて</li> </ul>
第3回	平成20年11月14日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害福祉計画 中間のまとめ(素案)について</li> <li>・ 今後のスケジュールについて</li> </ul>



○ 台東区障害福祉計画策定にかかる委員名簿

台東区障害者福祉施策推進協議会委員名簿（敬称略）

	氏 名	所 属
委員長	赤塚 光子	立教大学 コミュニティ福祉学部 教授
副委員長	小川 浩	大妻女子大学 人間関係学部 教授
	佐々木 聡	社団法人 浅草医師会 副会長
	稲沢 知二	社団法人 下谷医師会 副会長
	小林 博	社団法人 台東区歯科医師会 副会長
	高橋 正也	浅草薬剤師会 副会長
	渡邊 英子	民生委員・児童委員協議会障害福祉部会長
	鈴木 定雄	台東区身体障害者福祉協会 会長
	野末 正之	台東区視覚障害者福祉協会 会長
	添田 文雄	台東区手をつなぐ親の会 会長
	勝呂 みゆき	台東区身障児者を守る父母の会 会長
	清水 洋一郎	台東区脳卒中リハビリ協会 副会長
	山本 勝広	台東区聴覚障害者協会 会長
	島田 輝江	台東区精神障害者家族会 会長
	東城 裕子	台東区町会連合会婦人部 常任幹事
	森田 義貞	(株)上野風月堂 代表取締役専務
	野尻 金治	台東区社会福祉協議会 事務局長
	佐藤 澄	台東つばさ福祉会つばさ福祉工房 施設長
	澤田 庄一	公募委員
	内藤 由美	公募委員
	光安 孝志	企画財政部長
	新井 幸久	区民部長
	新島 一夫	保健福祉部長
	高橋 郁美	健康医療担当部長（台東保健所長）
	和田 人志	教育委員会事務局次長
	事務局	障害福祉課・保健サービス課

※

※ 20年5月に神谷利道委員から山田美子委員に交代、11月に同委員から交代

当事者検討チーム委員名簿（敬称略）

氏 名	所 属
大熊 勝枝	台東区身体障害者福祉協会副会長
中村 輝彦	台東区視覚障害者福祉協会会長顧問、総務
日比野 由美子	台東区聴覚障害者協会会計
松本 澄子	台東区手をつなぐ親の会広報部長
坂本 信江	台東区身障児者を守る父母の会
清水 洋一郎	台東区脳卒中リハビリ協会副会長
島田 輝江	台東区精神障害者家族会会長
齊藤 潤子	NPO 法人台東メンタルコミュニティ理事
渡邊 由美子	NPO 法人自立生活センターたいとう理事
柳沼 まゆみ	NPO 法人ほおずきの会監事
石井 昭男	NPO 法人りんご村理事長
野坂 羊子	NPO 法人つなぐ台東理事長
杉光 邦彦	台東つばさ福祉会事務係長
木村 隆明	障害福祉課課長
坂野 晶司	保健サービス課課長
事務局	障害福祉課・保健サービス課

※ 20年4月に鈴木定雄委員から交代

※ 20年5月に勝呂みゆき委員から交代

庁内検討会委員名簿

氏 名	所 属
新島 一夫	保健福祉部長
高橋 郁美	健康医療担当部長
井元 浩平	保健福祉部参事
荒川 聡一郎	企画財政部参事
高柳 正治	財政課長
大高 和明	子育て支援課長
秋山 欣也	児童保育サービス課長
針谷 悦司	保健福祉課長
加藤 克典	地域医療課長
菅谷 孝夫	危機・災害対策課長
中沢 陽一	学務課長
加藤 敏明	経営支援課長
木村 隆明	障害福祉課長
坂野 晶司	保健サービス課長

作業部会委員名簿

氏 名	所 属
木村 隆明	障害福祉課長
坂野 晶司	保健サービス課長
竹村 和久	企画課担当係長
塚田 正和	財政課主任主事
安藤 彰二	子育て支援課担当係長
相澤 信子	児童保育サービス課担当係長
野本 純一	保健福祉課庶務係長
佐草 肇	地域医療課担当係長
本田 幹夫	危機・災害対策課担当係長
相澤 葉子	学務課担当係長
青木 千恵子	経営支援課主任主事
熊谷 豊隆	保健サービス課予防係長
笠原 浩美	保健サービス課主査
雨宮 真一郎	松が谷福祉会館 館長
浦辻 美知子	松が谷福祉会館担当係長
錦織 美之	松が谷福祉会館担当係長
齋藤 美喜	松が谷福祉会館担当係長
堤 照幸	障害福祉課担当係長
向井 和子	障害福祉課担当係長
小池 久美子	障害福祉課担当係長
矢野 悦子	障害福祉課担当係長
高橋 繁一	障害福祉課担当係長
落合 亨	障害福祉課主任主事
齋藤 真由子	障害福祉課主事
奥本 貴行	保健サービス課主任主事

## ○ 台東区障害者福祉施策推進協議会設置要綱

(設 置)

第1条 台東区における保健・医療・福祉の総合計画である、いきいき・たいとう推進プロジェクトの分野別協議会として、障害者福祉施策を総合的、計画的に推進するため、台東区障害者福祉施策推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。

(構 成)

第2条 推進協議会は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱する者及び別表に定める職にある者をもって構成する。

- (1) 学 識 経 験 者 2名以内
- (2) 医 療 関 係 者 4名以内
- (3) 障害者団体関係者 7名以内
- (4) 区 民 等 5名以内
- (5) 関係機関職員 2名以内

(協議事項)

第3条 推進協議会は、次の項目を協議する。

- (1) 台東区障害者福祉計画の推進
- (2) 台東区障害者福祉計画の改定
- (3) 台東区障害福祉計画の推進
- (4) 台東区障害福祉計画の改定
- (5) その他、区長が必要と認める事項

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命を受けた日から次年度末までとし、再任を妨げない。ただし、委員が任期中に辞任したとき又は欠けたときは、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(会 議)

第5条 推進協議会の委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は委員長が指名する者をもって充てる。

- 2 委員長は、会議を招集し主宰する。
- 3 委員長は、協議会の会議において必要と認められるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提供を求めることができる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故がある時は、その職務を代理する。

(検討部会)

第6条 台東区障害者福祉計画及び台東区障害福祉計画の展開や、推進に必要な事項を検討するため、推進協議会に検討部会を置くことができる。

2 前項の検討部会は、庁内検討会及び当事者検討チームとする。

(会議及び会議録等の取扱い)

第7条 推進協議会及び検討部会の会議、会議録及び会議にかかる資料（以下「会議録等」という。）は公開する。ただし、委員長又は委員の発議により出席委員の過半数により議決したときは、会議録等を公開しないことができる。

2 会議録等を公開するときは、委員長は必要な条件を付することができる。

(事務局)

第8条 推進協議会の事務局は、保健福祉部 障害福祉課及び台東保健所 保健サービス課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会及び検討部会の運営に関し必要な事項は、区長が別に定める。

付則 (略)

別表

企画財政部長
区民部長
保健福祉部長
台東保健所長
教育委員会事務局次長